

## 防災行政無線による迷子等放送実施基準

### 1 対象事案

対象事案は、原則として市内在住の3歳から6歳までの就学前の幼児の迷子、認知症の方及び高齢者とする。

(0～2歳児については、自分の足で遠くへ出て行く可能性は薄く、小学生以上の場合には、事件性が強くなると考えられるため。)

### 2 要件

(1) 失踪について、広範囲な地域からの情報収集が必要とされること。

※ 失踪したと考えるに十分な状況である。

※ 近隣は探したが見つからないため、搜索範囲を広げる必要がある。

(2) 失踪後、相当な時間、関係者や警察が搜索していること。

※ 搜索に十分な時間を費やしたが、発見できない。

(3) 失踪について、誘拐などの事件性がないこと。

※ 誘拐の場合は、情報を流すことによって危険な状態になる恐れがある。

(4) 家族又はそれに代わる者からの依頼があり、かつ、管轄する警察署長からの副申が添えられていること。

※ 防災行政無線の使用は法によって厳格に定められており、責任ある者からの依頼等により、緊急やむを得ずおこなう。

### 3 手続き

別に定める依頼書及び副申書の様式による。

### 4 受付時間

原則として、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項本文に規定する週休日及び第9条に規定する休日を除く、午前8時45分より午後5時15分までとする。

### 5 放送後の対応

(1) 事案についての市民からの問合せ先は、管轄警察署とする。

(2) 本人が発見された場合は、警察署は直ちに危機管理課へ報告し、危機管理課は、市民への協力に対するお礼放送を防災行政無線で行う。

なお、発見が20時以降になった場合は、お礼の放送は、翌日行う。

(3) 万一、本人の発見に至らない場合でも、定期的に危機管理課に状況を報告すること。ただし、(2)及び(3)の報告が20時を過ぎたときは、消防局指令センターあてに報告すること(危機管理課が不在になることを警察署に通知する。)

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

副 申 書

年 月 日

船橋市防災行政無線総括責任者 様  
(市長公室危機管理課)

警 察 署 長

\_\_\_\_\_年 月 日に

(失踪者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

が行方不明になったとの届出が

(届出人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (続柄) \_\_\_\_\_ からあり、

搜索いたしましたが、いまだ発見に至らないため、市民の協力が得られるよう船橋市防災行政無線で呼びかけを行っていただくよう副申いたします。

なお、当該事案については、事件性はないものと判断いたします。

# 防災行政無線使用依頼書

年 月 日

船橋市防災行政無線総括責任者 様  
(市長公室危機管理課)

住所  
氏名  
(失踪者からの続柄)  
電話

年 月 日 時 分ごろ

住所

氏名 ( 歳 男・女) が 付近で

行方不明になり捜索していますが、まだ発見されておられません。市民の皆様のご協力を得たいので、防災行政無線で呼びかけを行っていただきたく、お願いいたします。

なお特徴は下記のとおりです。

## 記

- 身体的特徴  
身長 c m位 体格  
その他の特徴 ( )
- 失踪当時の服装  
帽子 有・無 特徴 ( )  
服装(上) 色 ( )  
服装(下) 色 ( )  
履物
- その他の特徴

放 送 原 稿 (定型)

こちらは / 船橋 (東) / 警察署です。

ただいま / 行方不明者の / 捜索を / 行っております。 / 皆  
様のご協力を / お願いいたします。

特徴を / 申し上げます。

年齢は / ( ) 才の / 男 (女)

服装は / (色・柄) の上着に / (色・柄) のズボン (スカート)

その他の特徴

お心当たりの方は / 最寄りの警察署 / 又は / 交番まで /  
情報を / お寄せください。

(2回繰り返す)

※注 上記の他、迷子となった日時と場所を放送に入れるようにす  
ること。